

■よくある質問と回答

質問項目	回答
<p>京都府以外の店舗も含め、複数店舗を有しています。また、酒類販売以外の事業もあるのですが、月間の売上をどう申請すればよいですか。</p>	<p>府支援金は、店舗単位・事業単位ではなく、事業者単位で支給します。他の都道府県の店舗を含むすべての店舗かつ酒類販売業以外の他の事業を含むすべての事業の売上で申請してください。</p>
<p>令和3年4月の売上は、前々年（令和元年）又は前年（令和2年）の同月との比較で50%以上の減少となっています。令和3年5月の売上は、前々年、前年ともに50%以上の減少となっていません。その場合の府支援金はどうなりますか。</p>	<p>府支援金は、対象月（令和3年4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月）の各月において、基準年（前々年又は前年の同月）と比較し、売上が50%以上減少していることが要件となっています。本件については、4月分のみが府支援金の対象となります。</p>
<p>酒類販売業免許（酒類製造業免許）を紛失しているのですが、どうすればよいですか。</p>	<p>酒類の製造免許又は販売業免許通知書は再発行されませんので、所管税務署において、証明書の交付を受け、写しを提出してください。詳しくは、所管の税務署にお尋ねください。なお、酒類販売管理者標識は使用できませんので、ご注意ください。</p>
<p>取引先の飲食店は府外でもよいですか。</p>	<p>4月～9月分の申請については、令和3年4月以降、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との取引、10月分の申請については、令和3年10月に特別措置法第24条第9項に基づく酒類の提供時間の短縮を伴う時短要請に応じた飲食店との取引であれば、府外の飲食店との取引でも対象になります。</p>
<p>事業所は京都府内にあるのですが、本店（住所）の所在地は他都道府県にあり、京都府内にありません。この場合、府支援金は支給されますか。</p>	<p>府支援金については、京都府内に本店（中小法人等の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある事業者を対象としていますので、京都府外に本店や住所がある事業者は支給対象外になります。</p>
<p>コロナ不況により経営が成り立たないため廃業した又は廃業予定ですが、その場合でも支援金は受け取れますか。</p>	<p>府支援金は、緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業等により、経営の継続が難しくなっている酒類販売事業者の事業の継続、立て直しに向けた取り組みを支援するものであり、廃業された（廃業予定）事業者はお受け取りいただけません。</p>
<p>令和3年4月～10月の各月の売上は、前々年（令和元年）又は前年（令和2年）の同月との比較で90%以上の減少となっています。その場合の府支援金はどうなりますか。</p>	<p>基準年（前々年又は前年の同月）と比較し、各月とも70%以上の売上減少となっているため、4月、5月、6月分の支援金は、中小法人等は上限40万円/月、個人事業者等は上限20万円/月が支給されます。 なお、7月、8月、9月、10月分については、同90%以上の売上減少となっている方への支援金の上限額を拡大したため、中小法人等は上限60万円/月、個人事業者等は上限30万円/月が支給されます。</p>